

各記事の内容については、タイトル横の二次元コードからご確認ください

特定（業種別）最低賃金が改正されます（12月21日～）



特定最低賃金の改正について、最低賃金審議会（会長 畠 隆）による業種毎の専門部会が開かれ、以下のとおり答申されました。異議申立がなかったことから、答申どおり官報公示され、**令和7年12月21日**から効力が発生します。

「鉄鋼業他製造業」 1,057円 → **1,117円**
(上げ幅 60円)

「はん用機械他製造業」 1,073円 → **1,133円**
(上げ幅 60円)

静岡県の最低賃金	
ちゃんとチェック！最低賃金！ 働く人も、雇う人も、確認を忘れずに	
地域別 最低賃金	<効力発生日：令和7年11月1日>
静岡県最低賃金	時間額 1,097 円 (改正前 1,034円)
静岡県特定最低賃金	<効力発生日：令和7年12月21日>
静岡県鉄鋼・非鉄金属製造業最低賃金	時間額 1,117 円 (改正前 1,057円)
静岡県はん用機械器具・生産用機械器具・業務用機械器具・輸送用機械器具製造業最低賃金	時間額 1,133 円 (改正前 1,073円)

なお、「電気機械他製造業」については、本年度改正されなかつたため、静岡県最低賃金（1,097円）が適用されます。

各種支援策等をご活用いただき、改正された最低賃金への対応をお願いします。

「静岡年末年始無災害運動」を実施します（12月1日～1月15日）



年末年始は、大掃除や機械設備の保守点検など非定常作業による労働災害が懸念されます。静岡労働局、各労働基準監督署は、年末年始を無事故で過ごし、誰もが明るい新年をスタートできるよう、

『みんなで摘み取るリスクの芽

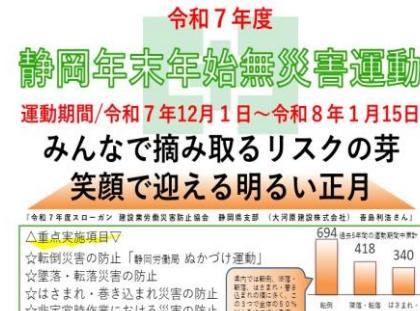
笑顔で迎える明るい正月』

をスローガンに、令和7年度静岡年末年始無災害運動を12月1日から1月15日まで県下一致に展開しています。

12月1日には、静岡労働局と静岡労働基準監督署の合同により、株式会社小糸製作所静岡工場において安全衛生パトロールを実施しました。



② 工場内で説明を受ける國分局長と横山署長



③ 機械の状況を確認する國分局長と横山署長

① パトロールの開催にあたり挨拶を行う國分局長

パトロールの様子が静岡朝日テレビで放送されました

https://look.satv.co.jp/content_news/incident/74608



「令和7年度過労死等防止対策推進シンポジウム」が開催されました



11月7日、静岡市のグランシップにおいて、過労死等防止啓発を目的としてシンポジウムが開催されました。本年度のシンポジウムでは、独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 過労死等防止調査研究センター 統括研究員（センター長代理・医師）の吉川 徹氏を講師に迎え、「過労死等防止に役立つ職場環境改善のヒント」と題する基調講演が行われました。



▲(左)吉川徹氏、(右)橋本節子氏

吉川氏は、全国の過労死等に関する労災認定事案の分析結果を紹介され、過労死等防止の最終目標として「安全で、尊重があり、お互いに支援し、休めて、健康に働く職場」を文化として定着させることの重要性を述べられました。

また、企業の取組事例として、株式会社橋本組（総合建設業／焼津市）の総務部門 Executive の橋本節子氏から、令和6年4月の時間外労働の上限規制施行を見据え、長時間労働や人手不足といった課題に取り組まれ、「働き方そのものの変革」を進めた『超働き方改革』の成果が紹介されました。

静岡労働局長がベストプラクティス企業と意見交換を実施しました



11月19日、「勤務間インターバル制度」を令和4年4月から実施している「アルムメディカルサポート株式会社」（三島市）の富士宮研修・就労サポートセンターを訪問し、石神成夫社長と意見交換を行いました。

勤務間インターバル制度は、働き方改革の一環として、労働者の健康確保、長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、その導入が努力義務とされています。同社では、クラウド型勤怠システムのアラート機能を活用することで、制度の効果的な運用を実現しています。

こうした取組が、県内の中小企業における制度の普及促進につながることを期待しています。



▲意見交換の様子

左手前が石神社長、右手前が國分局长



▲現場で説明を受ける國分局长（中央右）

(写真提供：アルムメディカルサポート株式会社 様)

令和7年度第1回静岡県地域職業能力開発促進協議会を開催しました



地域の関係者に参画いただき、令和7年度第1回静岡県地域職業能力開発促進協議会（11／10）を開催しました。

協議会では、公的職業訓練の実績や、職業訓練実施機関、訓練受講者を採用した企業及び訓練を修了した方からのヒアリング結果等を踏まえ、地域の実情に応じた訓練のニーズについて協議を行い、令和8年度における「静岡県地域職業訓練実施計画」策定に向けた方向性（案）について、承認をいただきました。



▲協議会の様子
(静岡地方合同庁舎4階大会議室にて開催)

もにす認定事業主が新たに静岡市清水区に誕生しました



障害者の雇用の促進や安定に関する取組の実施状況などが優良である「障害者雇用優良中小事業主（もにす）認定企業」として10月1日に「しづぎんハートフル株式会社」（静岡市清水区）を認定し、11月14日にハローワーク清水主催により認定通知書交付式を開催しました。静岡県内で15社目の認定となります。



認定事業主
しづぎんハートフル株式会社（静岡市清水区）



▲しづぎんハートフル株式会社
代表取締役 東島様（左）
執行役員 竹村様（右）
ハローワーク清水 森所長（中央）

【愛称（もにす）の解説】

共に進む（ともにすすむ）という言葉と、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待して名付けました。

障害者雇用優良中小事業主認定制度とは

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度で、令和2年4月1日に創設されました。

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です



厚生労働省では、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務の繁忙等によりハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報・啓発活動を実施します。

ハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」において、ハラスメントにお悩みの方や会社の人事労務担当者向けに、動画・裁判例・他企業の取組例などを掲載していますのでご覧ください。 <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



冬休みに高校生等を使用する事業主の皆様へ ～年少者にも労働基準法等が適用されます～



高校生等の満18歳未満の年少者を使用する場合も、労働基準法等を守らなければなりません。 労働基準法では、年少者の健康及び福祉の確保等の観点から、制限が設けられているので注意してください。



- 時間外・休日労働の禁止
 - PM10時～翌朝5時までの就業禁止
 - 足場の組立といった危険業務、バーなど遊興的接客業での就業禁止
 - 中学生以下の児童の使用禁止
- ※例外がありますので、詳細は二次元コードでご確認下さい。



リーフレット



確かめよう労働条件

年次有給休暇の取得を促進しましょう



働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇の活用が効果的です。

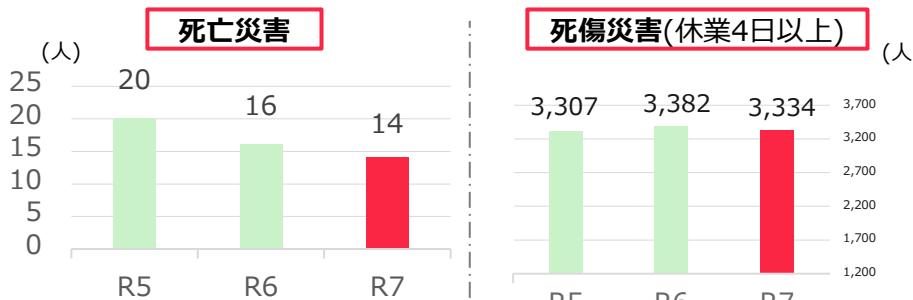
労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この年末年始に向け、制度の導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進サイト」をご覧ください。

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>



労働災害発生状況（令和7年10月末時点発生分） (新型コロナウイルス感染症り患分は除く)



令和7年10月末時点における県内の死亡災害は14人で前年同期に比べ2人減少、死傷災害については3,334人で前年同期に比べ48人減少しています。死亡災害については、製造業で6人、建設業で6人、その他で2人が被災しています。

また、死傷災害では、906人が「転倒」により被災し、全体の約27%を占めており、最も多い事故の型になっています。つきましては、右の「ぬかづけ運動」を参考にしていただき、ハード・ソフト面からの転倒災害防止対策を進めていただきますようお願いします。



ぬかづけ運動 検索

詳しくはホームページをご確認ください



静岡県有効求人倍率（令和7年10月）



<雇用情勢の概況>

令和7年10月の有効求人倍率（季節調整値）は1.06倍となり、前月を0.02ポイント上回りました。

静岡労働局では、県内の雇用情勢について、「改善の動きに一段と弱さがみられる。引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要がある。」と判断しています。

